

受入産業廃棄物の種類、受入場所及び受入基準

産業廃棄物の種類		受入場所	受 入 基 準		
			個 別 基 準	共 通 基 準	
あらゆる事業活動に伴うもの	汚 泥	中央防波堤外側埋	無機性汚泥（建設汚泥を除く。）に限る。 含水率85パーセント以下のもの 油分の含有率5パーセント以下のもの	1 無害なものに限る。 2 有害物質については、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第5号）第1条に規定する基準に適合するもの 再生利用できないものに限る。	1 特別管理産業廃棄物でないこと（廃石綿等を除く。）。 2 次に掲げるものが付着し、又は封入されていないこと。 (1) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定する毒物、劇物及び特定毒物 (2) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2に規定する農薬 (3) 油分（汚泥は、個別基準による。） (4) 著しい発色性又は発泡性を有するもの 3 各種類の産業廃棄物の混載をしていないこと。ただし、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず及びゴムくずの相互間の混載を除く。 4 処分場の管理運営に支障がないものであること。
	燃 え 殻		熱しゃく減量10パーセント以下のもの		
	ば い じ ん		(1) 乾式にあつては、飛散防止措置を講じたもの (2) 湿式にあつては、含水率85パーセント以下のもの		
	鉦 さ い	立処分場又は新海面処分場	中空の状態でないものであつて、破碎処理をし、10キログラム以下かつ最大径30センチメートル以下のもの		
	金 属 く ず		中空の状態でないものであつて、破碎、切断等の処理をし、10キログラム以下かつ最大径30センチメートル以下のもの。ただし、廃石綿等は、注2及び注3による。		
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず				
	ゴ ム く ず		(1) 中空の状態でないものであつて、破碎、切断等の処理をし、最大径15センチメートル以下のもの (2) 熔融加工処理をし、10キログラム以下かつ最大径30センチメートル以下のもの		

注 1 コンクリートくずとは、コンクリート製品の製造工程から発生するコンクリート製品の不良品等の廃棄物をいう。

2 廃石綿等とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条の4第5号トに定めるものをいう。

3 廃石綿等の搬入に当たっては、おおむね10キログラム以下かつ最大径30センチメートル以下にセメント固化し、十分な強度を有するプラスチック袋に入れ、二重にこん包すること。

また、他の産業廃棄物と混載しないこと。

4 工作物の新築、改築又は除去に伴うコンクリート破片等（かれき類）は、搬入できない。

5 感染性医療廃棄物等（非感染性に処理した物を含む。）は、搬入できない。